

議案第79号

西脇市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例並びに
西脇市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例並びに西脇市教育
委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条
例を次のように定める。

令和3年9月7日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

本年6月に発覚した着服事案について、市政を預かる者として、その責任を痛感し、けじめとして、給料を減額し、改めて市政に対する信頼の回復に取り組むため。

西脇市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例並びに西脇市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

(西脇市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 西脇市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成17年西脇市条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 1～11 (略) (給料の特例) <u>12 令和3年10月1日から令和3年10月31日までの間における市長、副市長の給料の額は、第3条に定める給料月額から、100分の10を減額した額とする。</u></p>	<p>附 則 1～11 (略) (新設)</p>

(西脇市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正)

第2条 西脇市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（平成17年西脇市条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 1～11 (略) (給料の特例) <u>12 令和3年10月1日から令和3年10月31日までの間における教育長の給料の額は、第3条に定める給料月額から、100分の10を減額した額とする。</u></p>	<p>附 則 1～11 (略) (新設)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。